



® 平成 30 年 12 月 14 日 (金)

No. 14835 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権法の観点から見たサイトブロッキング問題 (下) (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (7)

著作権法の観点から見たサイト ブロッキング問題 (下)

高樹町法律事務所

島根大学大学院法務研究科特任教授

弁護士 桑野 雄一郎

6 緊急避難とサイトブロッキング

(1) 以上のように、立法によるサイトブロッキング自体は容認する余地があると考えるが、現在の議論では特に緊急避難(刑法37条1項)に焦点が置かれているので、以下では緊急避難の成否を検討することとする。なお、サイトブロッキングが

緊急避難との関係で議論されているのは、平成23年4月から実施されている児童ポルノのブロッキングを正当化する根拠として緊急避難が引用されていることから、これとの比較という観点で論じられているので、以下では児童ポルノのブロッキングと対比しながら検討することとする。その際、便宜上、著作権を侵害するサイトに対するプロッ

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治 所長代理弁理士 七條 耕司 副所長弁理士 小橋 立昌 弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛 弁理士 樋口 正樹 弁理士 紀田 馨 国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子 特別顧問弁理士 細井 貞行 管理部長 菅野 公則 特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531 (代)

【赤坂サテライト】 TEL: 03-6206-6479 【帯広支部】 TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】 TEL: 022-266-5580 【山形支部】 TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827 【浜松支部】 TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957 【大阪支部】 TEL: 050-1074-7175

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

キングを「サイトブロッキング」と、児童ポルノのサイトに対するブロッキングを「児童ポルノのブロッキング」と称することとする。

刑法37条1項は「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。」と定めており、これを緊急避難と称している。緊急避難が成立するための要件は、①自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難があること（現在の危難の存在）、②危難を避けるためにやむを得ずにした行為であること（補充性）、③避難行為から生じた害が避けようとした害の程度を超えなかったこと（法益の権衡）、と解されている。以下、各要件について検討する。

(2) 要件①（現在の危難）について

児童ポルノのブロッキングについては「児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。」と定めた、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条6項規定違反（児童ポルノ公然陳列罪）による法益侵害の切迫性と捉えている。そして、児童ポルノ公然陳列罪については、その保護法益が「児童ポルノ禁止法第1条が児童の権利保護に重きを置いていること、裁判例の中にも個人的法益侵害と社会的法益侵害の双方の側面を肯定していると解し得るものがあることに照らすと、個人的法益の侵害と、社会的法益の侵害という側面を併せ持つと考えるのが相当である。ここにいう社会的法益の側面とは、児童一般が健全な性的観念を持てなくなるなど児童の人格の完全かつ調和の取れた発展が阻害されないようにすること及び児童を性欲の対象としてとらえる

風潮を抑止すること等であり、他方、個人的法益の側面については、主に、当該児童の心身への有害な影響と、その成長への重大な影響等から保護することであると解される。」とする見解がある¹。この見解はこれを前提に、「児童ポルノがウェブ上において流通し得る状態に置かれた段階で、当該児童の心身とその健全な成長への重大な影響が生ずるとともに、本来性欲の対象とされるべきでない段階で自己の意思に反して性欲の対象にされた性的虐待画像が公開されることにより特に保護を要する人格的利益に対する侵害が生じているものといえ…、客観的に危難の存在を肯定することができる。」としている。

そして、サイトブロッキングについては、「児童ポルノについては、ウェブ上において流通し得る状態に置かれた段階で児童の権利等に対する重大かつ深刻な法益侵害の蓋然性があると言えることから、この段階で危難の存在を肯定できるものと解されるが、これはあくまでもウェブ上で児童ポルノが流通することの重大性や深刻性に鑑みてのことであって、直ちに他の違法有害情報一般に妥当するものではなく、安易に応用が許されるものではないと考えるべきである。」とした上で、「著作権侵害との関係では、著作権という財産に対する現在の危難が認められる可能性はあるものの、児童ポルノと同様に当該サイトを閲覧され得る状態に置かれることによって直ちに重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難い」として現在の危難の要件を否定的にとらえる見解もある²。

しかし、刑法上の緊急避難の要件は「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難」とされており、裁判例等でも財産権侵害に対する緊急避難は認められているのであるから、侵害される法益が「重大かつ深刻な人格権侵害」に限定される理由はない³。また、児童ポルノ公然陳列罪の保護法益には社会的法益も含まれているが、著作権法も個人的法益のみならず「著作物の公正な利用」をはかることにより「文化の発展」をはかる（著作権法1条）という社会的法益も含まれているのである。この点で上記見解は明文規定に反し法益の範囲を不当に狭く捉えるものといわざるを得ない。

また、児童ポルノ公然陳列罪は、「電磁的記録…を不特定又は多数の者に提供」する行為が処罰対象とされており、これを予防するためにブロッキングが行われているところ、著作権法において公衆送信権(著作権法23条1項)が禁止する公衆送信とは「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信…を行うこと」(同法2条1項7号の2)であり、児童ポルノ公然陳列罪の提供行為と客観的行為としては何ら異ならないのであり、いずれも不特定又は多数の者が電磁的記録にアクセスすることにより、提供行為又は送信行為が行われ、法益侵害が生じる状態にあるという意味では、危難の現在性においても相違はないというべきである。

このように考えると、①の現在の危難との関係では児童ポルノ公然陳列罪と著作権侵害とでは何ら異なることはないというべきであろう。

(3) 要件②(補充性)について

補充性の要件とは、当該避難行為をする以外には他に方法がなく、かかる行動に出たことが条理上肯定し得る場合を意味すると解されている⁴。また、他に方法があったとしてもその容易性や実効性から現実的ではない場合はこの要件を満たすと考えられている。

児童ポルノのブロッキングにおいては、①ブロッキングのような閲覧を防止する措置のほか、②児童ポルノ情報の削除、③流通させた者を児童ポルノ公然陳列罪で検挙することなどが考えられる。そして、③ウェブ上に児童ポルノを流通させた者を検挙することは、もっとも侵害性の少ない手段ということができ、また②の個別の児童ポルノ画像を削除するという手法は、通信の秘密の侵害という問題がなく、ブロッキングに比べて侵害性が低い手法であることから、より適切なものといえる。このように、②や③は①のブロッキングと比べてより侵害性が少なく、効果の面からみてもより適切な手段ということができ、これらの手段を採用することにつき容易性・実効性が認められない場合のみ、ブロッキングについて補充性が認められると考えられるとしている。具体的には、サーバーが海外にあり、かつ、サーバー管理者が海外ないし不明であるなど国内に接点がない

い場合には、検挙や削除に容易性や実効性があるとは言い難く、原則として補充性が認められると考えられるとしている。他方、サーバーやその管理者などにつき国内と接点がある場合には、通常は削除や検挙の容易性・実効性が認められるため、補充性が認められるためには、原則として、こうした手段を尽くしてもなお当該画像データが流通しているというような特段の事情が必要と考えられている⁵。

そして、サイトブロッキングについては、基本的に削除(差止め請求)や検挙の可能性があり、削除までの間に生じる損害も損害賠償によって填補可能であることから、補充性の要件を満たさない旨の見解が示されている⁶。

しかし、削除や検挙の可能性については、サーバーが海外にあり、かつ、サーバー管理者が海外ないし不明であるなど国内に接点がない場合には、検挙や削除に容易性や実効性があるとは言い難いことは、著作権侵害の場合も児童ポルノ公然陳列罪の場合と異なるところはない。また、削除までに生じる損害が損害賠償によって補填可能であることについては、上述のとおり財産に対する危難についても緊急避難が認められていることからすれば、侵害された法益に対する損害が損害賠償によって事後的に補填可能であることが緊急避難の成立を否定する理由となるのは理論的におかしいであろう。こう考えると、現在行われている児童ポルノ公然陳列罪の対応策として行われているブロッキングとサイトブロッキングを区別する合理的理由はないといえる。

(4) 要件③(法益の権衡)について

法益の権衡との関係では、ブロッキングによって侵害される通信の秘密という法益とブロッキングにより保護しようとする法益を比較することになる。そして、児童ポルノのブロッキングについては、「一般に、児童ポルノの被写体となった児童が受ける侵害は重大かつ深刻であり、児童ポルノがウェブ上において広く多数人の目にさらされている状態は、生命又は身体に対する重大な危険に比肩するものといえることに鑑みれば、質的には少なくとも財産への危険と比して法益権衡の要件を満たす余地は相当あると考えられる。」とさ

れている⁷。

そして、サイトブロッキングについては、「財産権であり被害回復の可能性のある著作権を一度インターネット上で流通すれば被害回復が不可能となる児童の権利等と同様に考えることはできないことなどから、本構成を応用することは不可能である。」と結論付けられている⁸。

しかし、法益の比較衡量に際しては、一般に当該法益を保護する各罪の法定刑の軽重が判断の基準となるところ、通信の秘密を侵した電気通信事業者に対する法定刑は3年以下の懲役又は200万円以下の罰金である(電気通信事業法179条2項)のに対し、公衆送信権を侵害した著作権侵害罪に対する法定刑は10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科であり(著作権法119条1項)、明らかに重い法定刑となっている。ちなみに、この著作権侵害罪の法定刑は児童ポルノ公然陳列罪の法定刑(3年以下の懲役または300万円以下の罰金(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条6項))よりも重いものとなっている。このことから、著作権侵害に対するサイトブロッキングにおいて法益の権衡の要件を満たさないとこの結論はあまりにも不合理である。

また、法定刑以外の要素に着目しても、法益の権衡の要件を充足しない理由として述べられている「財産権であり被害回復の可能性がある」という指摘が、財産権を守るための緊急避難が認められていることに照らしても極めて不合理なことは既に述べたとおりである。

さらにいえば、上述したとおり、サイトブロッキングにおいては通信の秘密に対する侵害は極めて軽微で、そもそも侵害しないという議論の余地もあるのではないかと考えられることからすれば、上記見解は通信の秘密に対する侵害の内容・程度を過大評価しているのではないかと批判を免れないであろう⁹。

(5) 以上のように考えると、緊急避難を理由にサイトブロッキングについて違法性が阻却されるという解釈は十分可能ではないかと考えられる。

なお、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」では、海外の裁判所に提訴し、それ

に基づき海賊版サイトの発信者情報開示の判決を受けたことから、サイトブロッキングの必要性について否定的に捉える論調もあった。しかし、日本法上の法制度を議論する際に、海外の司法制度に基づく手続が可能であることを有力な根拠とすることは適切ではないであろう。発信者情報開示が実現できるかどうかは各国の法制度によっても異なることであるし、仮に発信者情報開示が得られたとしても当該発信者に対し適切な法的措置によりサイトの削除等が実現できるかも各国の法制度に委ねられているところである。

このような外国の法制度に依存することなく権利侵害に対する保護ができる日本法に基づく手続が必要であることは我が国の法制度の議論として当然の前提といふべきであろう。

7 日本の著作権法から見たサイトブロッキング

(1) 以上のようにサイトブロッキングは、①そもそも通信の秘密を侵害するのに対する疑義があること、②適切な要件を設定すれば憲法上認められる通信の秘密に対する制限として可能と考えられること、③緊急避難として違法性が阻却される余地がある、という3点より適法に実施する余地はあると考えられる。

ただ、現在の著作権法にはこのような解釈との関係で若干問題となる可能性がある規定もあるので、以下、これについて述べることにする。

(2) まず、現在の著作権法は公衆送信権について「著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。」と規定している(著作権法23条1項)。従って、自動公衆送信においては、送信可能化、すなわちサーバーにアップロードした段階で公衆送信権侵害による著作権侵害罪が成立することとなる。このような制度にした理由としては、インターネットなどのネットワークの発達により、世界中にネットワークが張りめぐらされ、著作権者にとって、自分の著作物が「いつ、どこから、どこへ発信されたのか」を

把握することが困難となり、送信自体を立証することが極めて難しい状況になったということがありとされている¹⁰。しかし、送信可能化というのはアップロードという行為によって成立する即時犯であり、アップロードした段階で既遂になり、犯罪行為としては終了する。その場合、その後アップロードされた電磁的記録にアクセスがなされることによって行われる配信行為についてはそれ自体を独立した法益侵害行為、犯罪行為とするのかは判然としないところがある。

仮に、その後の配信行為自体を独立した法益侵害行為、犯罪行為と評価しないのであれば、①アクセスする行為自体は違法ではないということになるから、ユーザーが海賊版サイトにアクセスしようとする情報を窃取することは通信の秘密の侵害になるという結論、②ユーザーがアクセスすることによる新たな法益侵害もないということになり、法令によるサイトブロッキングを正当化するための「明白かつ現在の危険」もないという結論、③そもそもサーバーにアップされてしまった状態では現在の危険は存在しないことになり、緊急避難も成立しないという結論、にそれぞれなってしまう可能性が高い。

そこで、送信可能化行為とそれに引き続いて行われる公衆送信行為をそれぞれ独立した著作権侵害行為であることをより明確にすることが必要と考えられる。例えば、送信可能化行為を公衆送信権侵害を惹起する危険性の高い行為として著作権法113条に規定するみなし侵害行為の一つとすることが考えられるところである。これにより、送信可能化行為も、それに続く公衆送信行為もそれぞれが著作権侵害罪を構成することが明確になるので、上記①から③の結論も回避することがより容易になると考えられる。

(3) また、そもそもサイトブロッキングでは、通信の秘密を制約されるユーザーのアクセス行為自体は適法であることを前提に、正対正の関係にあることから要件が厳格なものとされている緊急避難が問題とされるわけであるが、ユーザーによるアクセス行為自体が違法なのであれば、違法なアクセス行為による法益侵害を回避するためにユーザーの通信の秘密を制約するという、正対不正の関係

として、緊急避難より要件が緩和された正当防衛(刑法35条1項)の適用場面ということになる。

なお、公衆送信行為はサーバーにアクセスする者がいることによって実現されるものであるから、公衆送信権侵害による著作権侵害罪は、アクセスする者の存在が前提とされているにもかかわらず、上述した私的違法ダウンロードの場合を除くとこれを処罰する規定がないという意味で、いわゆる必要の共犯の中の対向犯に該当する¹¹。このように、対向関係にある両方の者のうち一方だけを処罰する規定があり、当然予想される相手方を処罰する規定がない場合、相手方の当該行為は教唆犯や幫助犯としても処罰されないというのが判例・通説であるが、その理由としては伝統的には法があえて処罰する旨の規定を設けていない以上教唆犯や幫助犯として処罰するのは立法者の意思に反するという立法者意思を根拠にするのが一般的である。この見解を前提としても、処罰されない趣旨・理由はそもそも違法ではないと評価しているのか、違法だが処罰に値しないと評価しているのかは判然としない。現在の著作権法ではいわゆる私的違法ダウンロードが刑事罰の対象とされているが(著作権法30条1項3号、119条3項)、当該規定が適用されるのは「録音又は録画」であって、動画や音楽・音声を含まない海賊版の書籍などには適用がないし、複製を伴わないストリーミングの場合にも同様の適用がない。そこで、これらの場合にアクセスする者の行為が公衆送信権侵害の共犯として処罰対象となるのか、ならないとしても法的評価として違法なのかは明確ではない。違法だという解釈が可能なら、アクセスする行為に対してサイトブロッキングを行うことを正当化する根拠は緊急避難ではなく正当防衛によるべきということになろう。

この点で、少なくとも法改正により、私的違法ダウンロードの対象を「録音又は録画」に限らず「複製」に拡張することは必要だと考えられる。

(4) もちろん、以上のような法改正は、市民の私生活への不当な介入になる危険性があるので、著作権を侵害する違法配信を行っているサイトであることを知りながらアクセスすることを要件とする、あるいは(私的違法ダウンロードの拡張以外

については) 違法としつつ罰則は設けないといった形でのバランスのとり方はあるかと思われる。そもそも公衆送信は、受信する側がアクセスをしなければ成立しないのであるから、違法配信を行っているサイトであることを知りつつアクセスをした結果、公衆送信が行われた場合、アクセスをした側も刑法上の共犯、あるいは民事上の共同不法行為者としての責任を負うとの解釈は現行法でも可能であることから、かかる解釈を条文上明確にしたとしても、不当な拡張ということには必ずしもならないと考えられる。

8 最後に

サイトプロッキングについては、様々な議論が錯綜しているが、本稿でも述べたとおり、そもそも通信の秘密の侵害となるのかについてももう少し掘り下げた議論が必要ではないかと思われる。また、仮に侵害となるとしても、通信傍受法のように法令に基づいてこれを制限することは当然に可能なのであるから、適切な手続的・実体的要件を設定した立法によることで適法に実施する余地は残されているのではないかと思われるが、これについても「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において議論が深まらなかった。さらに、緊急避難をめぐる議論においては、児童ポルノのプロッキングとの対比を重視するあまり、刑法上の緊急避難の文言や初歩的な解釈と乖離した議論がなされている節があり、この点については刑事法の基本的な視点からの議論の修正が必要と考えられる。さらに、これらの議論の前提として、著作権法の解釈として送信可能化行為と公衆送信権侵害行為の関係や、海賊版サイトにアクセスする行為自体の適法性についても十分な議論がなされているは言い難いところである。

少なくとも海外に設置されたサーバーを利用した海賊版サイトに対しては、現在の日本国内の立法、警察行政及び司法を通じた迅速かつ有効な対抗策はない状態であるから、日本国内で完結する対抗策を用意することは急務であると考えられる。現在のところ「意見がまとまらなかった」という形で終結をしまったところであるが、その賛否、最終的な採否はともかく、憲法、著作権法及び刑事法という各

法分野の有識者を交え、これら各法分野における基本的な法解釈から乖離することのない、より深い議論が継続的になされることが望まれるところである。

¹ 児童ポルノに関する法的問題検討サブワーキング報告書

(<https://www.good-net.jp/files/original/201711012219018083684.pdf>) 15頁。

² 上記注1、20頁。

³ 最高裁昭和47年6月13日判決判例タイムズ289号286頁も、営業に対する威力妨害的行為に対する緊急避難の成立の可能性を認め、現判決を破棄し差し戻している。

⁴ 最高裁大法廷昭和24年5月18日判決刑集10巻231頁

⁵ 上記注1、17～18頁。

⁶ 上記注1、20頁。

⁷ 上記注1、19頁。もっとも、そこでは、「量的な観点からは、児童の権利等に対する法益侵害の程度は、個々の児童ポルノ画像の内容によって異なるという側面も否定できない」として、明白に児童虐待といえる第1、第2号と家族写真でも入り得る第3号とでは法益侵害の程度に開きがあること(法定刑の違いもある)や、当該児童の年齢によっても法益侵害の程度には開きがあることなどが指摘されており、通信の秘密の法益としての重大性に鑑みれば、できる限り謙抑的な運用が望ましく、その意味では、画像の内容が著しく児童の権利等を侵害するものであるか否かが一つの基準になるとも指摘されている。

⁸ 上記注1、20～21頁。

⁹ 上記注7のとおり、児童ポルノ公然陳列罪において侵害される法益の程度を具体的に検討するのであれば、サイトプロッキングにおいて通信の秘密がどの程度侵害されると評価するのかについても具体的な検討をすべきであろう。

¹⁰ 加戸守行「著作権法築城講義(六訂新版)」公益社団法人著作権情報センター(2013年)193頁。

¹¹ この点、児童ポルノ公然陳列罪においては、陳列する行為自体が犯罪とされており、アクセスする行為がなくても犯罪として成立することから、アクセスする者の行為自体は適法であることに異論の余地がないから、緊急避難を問題とせざるを得なくなる。

知的財産関連ニュース報道(中国版)

<2018年11月>

林達劉グループ

北京林達劉知識産権研究所

北京林達劉知識産権代理事務所

11月12日付の中国知識産権網によれば、北京知的財産裁判所は、2014年11月6日の設立から本年10月末までに、各種知的財産権案件計50739件を受理し、受理件数の増加率は毎年30%を超えている。

北京知的財産裁判所の王金山所長の紹介によれば、同裁判所の受理した知的財産権案件は、一審案件が多く、技術類案件の難易度が高く、渉外及び香港・マカオ・台湾に係る案件数が多いなどという特徴を有している。また、2014年11月6日から本年10月末までに、同裁判所は各種の知的財産権案件37999件を結審し、結審案件数の増加率は毎年50%を超えている。

各種知的財産権案件において、特許権に係る案件の専門的な技術性がより強く、テクノロジーイノベーションとの関係がより密接であり、イノベーション型国家建設にとっても一層重要になっている。同裁判所が全国の特許権権利付与、権利確定紛争司法案件の一審を集中的に受理することは、司法保護メカニズムの面から裁判尺度の統一ではないなどという問題の解決、知的財産権裁判の品質と効率の向上、知的財産権司法保護の強化、司法公信力の向上に有利である。

この4年来、同裁判所は、受理した総案件数の13.9%にあたる7078件の各種特許権案件を受理し、そのうち特許権民事案件と特許権行政案件は特許権案件総件数の約30%、約70%をそれぞれ占めた。また、同裁判所は、結審した総案件数の10.4%に当たる3939件の特許権案件を結審し、そのうち特許権民事案件と特許権行政案件は特許権案件総件数の約40%、約60%をそれぞれ占めた。

11月15日付の中国知識産権網によれば、北京市工商局は14日、「商標専用権侵害及びニセモノ・粗悪品の製造、販売に対する取締り」に係る10大案例を公布した。発表された10大案件は、以下の通りである。

1. 「Tiger」登録商標専用権侵害案件の摘発
2. 「苹果」(アップル)登録商標(役務商標)専用権侵害案件の摘発
3. 「S」(SKECHERS)登録商標専用権侵害案件の摘発
4. 「菲尔斯」アルミニウム板の模倣品に係る不正競争案件の摘発
5. 「BMW」登録商標専用権侵害案件の摘発
6. 「2018 WORLD CUP」登録商標専用権侵害案件の摘発
7. 「JOMOO」登録商標専用権侵害案件の摘発
8. 北京・天津・河北省の工商部門による、「壳牌」(シェル)グリーンズ商標権侵害案件の摘発
9. オリンピック標識独占権侵害案件の摘発
10. 「茅台」、「五粮液」などの登録商標専用権侵害案件の摘発

上記案件のうち、「Tiger」登録商標専用権侵害に対する摘発案件について、5587万余元の罰金を科し、この20年来で北京市工商局が摘発した最も規模の大きい商標権侵害案件となった。また、同局はオリンピック標識の独占権侵害に係る違法行為に対する取締りを強化し、2022年北京冬季オリンピックを順調に開催するため、オリンピック標識の独占権を有効に保護している。2016年以来、オリンピック標識の独占権利侵害案件17件を結審し、553万余元の懲罰を科している。

<訴訟>

▲上海市浦東新区裁判所は、メツォ (Metso、美卓 (中国語)) コーポレーション (フィンランド鉦山機械製造メーカー) が瀋陽の山泰公司を訴えていた商標権侵害及び不正競争事件2件について、山泰公司が高い知名度を有するメツォコーポレーションの許諾を得ずに、虚偽宣伝をしたことは、不正競争行為に該当すると認定し、さらに山泰公司が微チャットで発表したクラッシャー製品の図面に「Metso」文字を顕著に表示し、その製造する同製品などを「美卓」又は「Metso」と称したことは、関連公衆にその製品を上述ブランドの製品であると誤認させるとして、メツォコーポレーションの有する商標権を侵害していると認定し、山泰公司に対して、メツォコーポレーションに、経済的損失300万元及び合理的支出20万元の支払いを命じる一審判決を言い渡した。(9日 知産網)

<立法>

▲財政部と国家知識産権局は、企業に、無形資産と確認された知的財産権に関する会計情報の開示を要求する「知的財産権に関する会計情報開示の規定」を公布した。(16日 中知網)

▲改正「専利代理条例」が国務院常務会議での審議を経て公布され、来年3月1日から施行される。(20日 中知網)

<実務関係>

▲北京知的財産裁判所は、2014年11月6日の設立から本年10月末までに、各種知的財産権案件計50739件を受理し、受理件数の増加率は毎年30%を超えている。(12日 中知網)

▲北京市工商局は14日、「商標専用権侵害及びニセモノ・粗悪品の製造、販売に対する取締り」に係る10大事例を公布した。(15日 中知網)

▲杭州市知的財産法廷 (未来科技园) の巡回審判廷が正式に発足した。同審判廷は未来科技园区内の企業の訴訟の便宜を図り、審判職能を積極的に履行し、司法裁判の知的財産権保護に対する重要な職能を十分に発揮するため、現地での審理、公開開廷審理、調停と判決の結合、開廷審理又は集中に審理し判決を言い渡すなどの方法で、未来科技园の企業の知的財産権に係る訴訟案件を審理する。(23日 人民)

<その他>

▲2018年広東知的財産権交易博覧会が7日から8日の両日、広州で開催された。(9日 中知網)

▲四川省知的財産権サービス促進センターが12日に正式に開設された。(13日 中知網)

▲第20回中国国際ハイテク成果交易会が14日から18日まで深セン市で開催され、103ヶ国・地域の56万3000人が参加した。(19日 中知網)

※ 媒体の正式名称 (発行社、親会社又はサイト)

中知網：中国知識産権網 (知識産権出版社)、知産網：中国知識産権 (中国知識産権雑誌)、人民：人民網 (人民日報)

「特許ニュース」平成30年11月分目次

No. 14805-14825

[審決・判決関係]

〈主要判決全文紹介〉

- ▲特許権侵害差止請求控訴事件(オルタネータ、またはオルタネータ/スタータの後部に一体化された電力電子装置を冷却する装置特許権侵害差止請求事件(原審東京地裁平成28年(ワ)第13239号 特許権侵害差止請求事件)〈知財高裁〉
 - 平成29年(ネ)第10092号、平成30年3月26日判決言渡-[上・下](5、6日)
- ▲審決取消請求事件(染毛剤、その使用方法及び染毛剤用品-「攪拌羽」の寸法を追記する補正について新規事項追加とした判断の妥当性)〈知財高裁〉
 - 平成29年(行ケ)第10216号、平成30年8月22日判決言渡-[上・下](12、13日)
- ▲審決取消請求事件(「眼科用清涼組成物」事件(二次判決)-明細書中の明確性要件違反の原因とされた記載を削除する訂正により、明確性要件違反が解消した事例。)〈知財高裁〉
 - 平成29年(行ケ)第10210号、平成30年9月6日判決言渡<一次判決は、平成28年(行ケ)第10005号、平成29年1月18日判決言渡>-[上・下](19、20日)
- ▲特許取消決定取消請求事件(「白色反射材及びその製造方法」発明(特許第5746620号)進歩性欠如(相違点看過、相違点の判断の誤り)特許取消決定誤認事件)〈知財高裁〉
 - 平成29年(行ケ)第10130号、平成30年3月29日判決言渡-[上・下](26、27日)

[報告書・実務関係]

- ▲成長戦略に必要な経営理論《知財版》⑤ 知財人財における“戦略的思考”のケーススタディ[その8:“営業”と“マーケティング”に関するセオリー](正林国際特許商標事務所 所長 弁理士 正林 真之)(1日)
- ▲日本のコンテンツ産業の市場規模
(一般財団法人デジタルコンテンツ協会 調査部 主任 日向 ひとみ)(2日)
- ▲調査・解析から見た知財戦略 [14](スタートアップ企業との提携[上])
(正林国際特許商標事務所 ビジネス支援部 鶴本 祥文)(6日)
- ▲過失の推定(特許法103条)についての一検討[上・下]
(弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士 柳下 彰彦)(7、8日)
- ▲中国2017年知財に関する重要判例⑤ 商品包装・装飾の保護及び市場統計調査証拠の認定
(林達劉グループ 北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所 著者:魏 啓学、王 洪亮)(9日)
- ▲知的財産権と租税回避[上・下](岡山商科大学 法学部 准教授 加藤 友佳)(14、15日)
- ▲中国知財の最新動向 [10]標準必須特許の特許権侵害訴訟において、侵害行為の差止が認められた事例
(BLJ法律事務所 弁護士 遠藤 誠)(16日)
- ▲最近の韓国における主な特許紛争及び重要な大法院・特許法院の判決
(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 韓国弁理士 金成鎬(キム・ソンホ))(21日)
- ▲地域における観光と知的財産の関連性 [38](東京理科大学 経営学研究科 教授 生越 由美)(22日)
- ▲中小企業における知財マネジメントの基本⑦ 中小企業と知的財産会計の基礎(吉備国際大学大学院 知的財産学研究科 教授 生駒 正文、オフィスミユウ 代表 行政書士・社会保険労務士 川島 三佳)(28日)
- ▲日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断) [3]
(日本大学 法学部(大学院法学研究科) 教授 加藤 浩)(29日)

「特許ニュース」平成30年11月分目次

- ▲弁理士の眼 [167] 商品形態「ブラウス」不正競争行為差止等請求事件 -大阪地裁平成27(ワ)9648(甲事件) /平成27(ワ)10930(乙事件). 平成29年1月19日(21民部)判決<請求一部認容>-
(牛木内外特許事務所 弁理士 牛木 理一) (30日)

[資料・その他]

- ▲知的財産関連ニュース報道 (韓国版) <2018年10月>
(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 韓国弁理士 金 成鎬) (22日)
- ▲知的財産関連ニュース報道 (中国版) <2018年10月>
(林達劉グループ 北京林達劉知識産権研究所 北京林達劉知識産権代理事務所) (30日)
- ▲知財高裁開廷一覧 (20日)
- ▲ [春宵一刻] [173] 宋の時代の技術革新 (7日)
- ▲ [春宵一刻] [174] コバルト・ブルーの染付 (13日)
- ▲ [春宵一刻] [175] イエネコの進化 (30日)
(宍戸法律特許事務所(元 知財高裁判事) 弁護士 宍戸 充)
- ▲知的財産研修会 (侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ) (6、29日)
- ▲知的財産研修会 (独禁法から考える知的財産権) (8日)

[人事異動]

- ▲特許庁人事異動 (1、16、21日)